

令和元年度 被扶養者の再認定について

被保険者の皆様へ

令和元年 8 月 1 日
経済産業関係法人健康保険組合

被保険者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、当組合では医療費や高齢者医療制度への支援の適正化を目的として、法令等に基づき下記により被扶養者の再認定を実施いたします。お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※今回ご提出いただいた個人情報には被扶養者の認定に係る業務以外には使用いたしません。

1. 再認定の対象者

令和元年 8 月 1 日現在の被扶養者。※ただし、平成 30 年 8 月 1 日以降に被扶養者となった方は除きます。

2. 確認調書への記入と提出について

同封の「健康保険被扶養者確認調書」（以下「確認調書」という）に印字されている被扶養者の氏名・生年月日等を確認のうえ、「職業・学校・学年」、「年金受給者で」、「年間収入」、「同居別居の区別」の各欄を黒字で記入し、下部の誓約欄に被保険者名で署名してください。なお、被保険者の「住所」欄と被扶養者の「税法上の扶養家族で」欄は記入不要です。次に扶養の事実を証明する書類（「5. 確認調書に添付する各種証明書類について」を参照）を確認調書に添付し、勤務先担当課の指定する期日までに同担当課へ提出してください。期日までに確認調書の提出がない場合は、やむを得ない事情であると当組合が認めた場合を除き、引き続き被扶養者となることができませんのでご注意ください。

3. 被扶養者の訂正・削除について

確認調書の印字内容に誤りがある場合は当該箇所を二本線で抹消のうえ訂正内容を赤で記入し、「被扶養者諸変更・訂正届」に該当者の被保険者証を添付して勤務先担当課へ提出してください。（システムの都合で確認調書の氏名漢字が被保険者証の表示と異なる場合があります。この場合は訂正不要ですのでご了承ください。）

また、下記 4. の被扶養者認定基準を満たさない場合は被扶養者となることはできません。この場合は確認調書の該当者欄を二本線で抹消し、「被扶養者異動（減）届」に基準を満たさなくなった理由・発生日月日等を記入のうえ該当者の被保険者証を添付して速やかに勤務先担当課へ提出してください。

※各種届出様式は当組合ホームページ（<http://www.tsuken.or.jp>）から印刷してください。

4. 被扶養者認定基準

被扶養者は次の基準を満たしていることが必要です。

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（内縁を含む。）、子（養子を含む。）、孫、兄弟姉妹である者。
- ② 上記①以外で、次に該当する者で被保険者と同一世帯である者。
 - ㊦ 被保険者の三親等内の血族及びその配偶者。
 - ㊧ 被保険者の配偶者の三親等内の血族。
- ③ 被保険者の内縁の配偶者の父母及び子で被保険者と同一世帯である者。（内縁の配偶者の死亡後、引き続き被保険者と同一世帯にあるその父母及び子を含む。）
- ④ 上記①～③のいずれかの者で、かつ年間収入（給与・パート等収入、事業収入、年金収入、不動産収入、配当その他報酬等の合計）等が下記要件を満たしたうえで被保険者により主たる生計が維持されていること。
 - ① **被扶養者の年間収入が 130 万円未満**（60 歳以上及び身体障害者は 180 万円未満）
勤労収入……直近 3 ヶ月の給与等収入（各種控除前の支給総額）の 1 ヶ月分の平均額を 12 倍して年間収入と見なします。
年金収入……直近の振込通知書（国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金、年金基金、企業年金、個人年金等）の 1 ヶ月分の年金額を 12 倍して年間収入と見なします。

事業収入……ここでは一般事業・農業・不動産収入等のことをいい、総収入から事業に直接的に必要な経費を差し引いた額を年間収入と見なします。直接的に必要な経費とは、事業用であることが明確な原材料費、人件費、地代家賃、水道光熱費、消耗品費、旅費交通費等のことを指します。所得税における取り扱いとは異なり、減価償却費や青色申告特別控除、租税公課、宣伝費、保険料、雑費等は直接的に必要な経費とは見なしません。

- ㊦ 同一世帯の場合は、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること。
- ㊧ 同一世帯でない(別居)場合は、被保険者からの送金額が被扶養者の収入より多いこと。(送金は毎月であり、銀行振込または現金書留等の証拠が残る方法によること。なお、手渡しは認められません。)
- ㊨ 夫婦共同扶養の場合は、原則として前年の年間収入を比較し多い方の被扶養者となります。ただし、現在の収入状況が前年と異なるような場合は、現状から今後1年間の収入見込みで判断します。

5. 確認調書に添付する各種証明書類について

下記 **1** もしくは **2** により、扶養の事実を証明する書類を確認調書に必ず添付してください。(提出時は証明書類を確認調書の下に重ねて左上部をホッチキスで留めてください。)

1 被保険者及び被扶養者がともに国内に居住している場合

次の表に基づいて、添付が必要となる具体的な書類を(1)～(4)で確認してください。確認調書に記載されている全ての被扶養者において添付書類が不要な場合は確認調書のみ提出してください。

再認定対象者		被扶養者申請理由書兼現況届 (1)参照	収入証明書類 (2)参照	在学証明書 (3)参照	その他の書類 (4)参照
①配偶者	㊦収入あり	不要	○	不要	不要
	㊧収入なし	不要	不要	不要	不要
②配偶者が被扶養者である場合の子	㊦18歳未満	不要	不要	不要	不要
	㊧18歳以上の学生	不要	不要	○	不要
	㊨上記㊦㊧以外	○	○	不要	○
③配偶者が被扶養者でない場合の子	㊦18歳未満	○	不要	不要	不要
	㊧18歳以上の学生	○	不要	○	不要
	㊨上記㊦㊧以外	○	○	不要	○
④上記以外		○	○	○※学生のみ	○

(1) 被扶養者申請理由書兼現況届について

届出様式と記入例は当組合ホームページ (<http://www.tsuken.or.jp>) に掲載していますので、様式を印刷のうえ必要事項をご記入ください。※4ページにも記入例を掲載しています。

(2) 収入証明として添付する書類

①	収入がない場合 ※学生の場合は不要 ⇒	非課税証明書
②	パート等の勤労収入がある場合 ⇒	給与明細書写しまたは給与支払証明書写し(直近3ヵ月分)
③	雇用保険受給中、待期中、延長中の場合 ⇒	雇用保険受給者証写しまたは受給延長通知書写し
④	年金受給者の場合 ⇒	直近の年金振込(または改定)通知書写し
⑤	事業所得その他の収入がある場合 ⇒	直近の確定申告書写し※経費内訳の書類写しも必要
⑥	父母(義父母)、兄弟姉妹、おじおばで上記②～⑤に該当する場合 ⇒	上記②～⑤の書類に加えて課税(非課税)証明書

(3) 在学証明書について

① 大学、専門学校、予備校等の学生 ⇒	在学証明書（入手不可の場合のみ学生証写し） ※学生証写しでの確認は今回の再認定のみの対応です。 通常は学生証写しは証明書類とは見なしませんので ご注意ください。
---------------------	---

(4) その他の証明として添付する書類

① 同一世帯でない場合（別居）⇒	被扶養者への送金を証明する書類写し（直近3ヵ月分） ※送金者、受取人、送金日、金額が確認できる書類
② 被保険者との同居が条件の被扶養者の場合（4.被扶養者認定基準の②③の者）⇒	住民票
③ 配偶者、子、父母（義父母）以外の場合 ⇒	その被扶養者を扶養すべき先順位者の収入証明 ※（2）参照
④ 父母（義父母）のどちらか一人が被扶養者の場合 ⇒	もう一人の父母（義父母）の収入証明 ※（2）参照

※ 課税（非課税）証明書、住民票、在学証明書は3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。
 ※ 上記(2)～(4)について「写し」と記載の無い書類は必ず原本を提出してください。
 ※ 必要に応じて上記以外の証明書類を提出いただくことがあります。

2 海外赴任中である被保険者の被扶養者並びに海外在住の被扶養者

被扶養者の年間収入等をご確認のうえ、確認調書に被扶養者申請理由書兼現況届※のみを添付して提出してください。ただし、配偶者および配偶者が被扶養者である場合の「18歳未満の子及び学生である子」については添付の必要はありません。

※被扶養者申請理由書兼現況届は当組合ホームページ（<http://www.tsuken.or.jp>）に掲載していますので印刷のうえ必要事項を記入してください。 ※ 4ページに記入例を掲載しています。

6. 記入例について

(1) 被扶養者確認調書の記入例

5001 独立行政法人〇〇機構
 健保 太郎
 5001-1234

健康保険被扶養者確認調書

被保険者番号	5001	資格者	ケンボタロウ 健保 太郎
番号	1234	性別	男
生年月日	40年4月1日	年齢	40歳
住所	〒03-4510	所属	01-09 500

「職業・学校・学年」、「年金受給者で」、「年間収入」、「同居別居の区別」を黒字で記入してください

フリガナ	氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校・学年	年金受給者	年間収入	同居別居	備考	被扶養期間
ケンボ	ハナコ	昭和44年10月1日	49	妻	パート	○	100	○		
ケンボ	イチロウ	平成9年12月10日	21	長男	大学4年生	○	0	○		
ケンボ	ヨウコ	平成16年7月7日	15	長女	中学3年生	○	0	○		

【誓約】 今回の被扶養者再認定の対象となる者の状況は上記に相違ありません。事実と異なる内容があった場合には、健保組合の指定する日をもって被扶養者から削除し、削除日以降に発生した医療費の健保組合負担限度額を超えます。また、今後被扶養者の加入など扶養状況に変更があった場合は速やかに削除の手続きを行います。

上記誓約の署名(被保険者) **健保 太郎**

※ この確認調書は、()で作成しています。
 ※ 同封のパンフレットを参照してください。
 ※ 証明書類と被保険者がフルネームで署名してください。

経済産業関係法人健康保険組合
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5
 ☎ 03-3583-8260

(2) 被扶養者申請理由書兼現況届の記入例

※2ページの「5. 確認調書に添付する各種証明書類について」において添付が必要な場合のみ提出する書類です。記入例は夫婦共働きにより「配偶者が被扶養者でない場合の子」である場合です。

被扶養者申請理由書(兼現況届)							T02		
申請者の氏名	健康 泰人		被保険者との続柄	長男	年齢	10 歳			
配偶者の有無	有・無 (①離婚 ②死亡 ③未婚)								
住所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 ●-●-●								
被扶養者として申請する者の状況	1. 収入がない ⇒ 下記3.以下にお進みください。								
	2. 収入がある								
	収入の種類(年間収入)								
	① 給与収入(賞与・交通費を含む) 円 (注)勤務開始直後等の理由により3か月分の収入実績がない場合は別様式「誓約書」を提出してください。								
	② 年金収入(老齢・遺族等) 円								
	③ 事業収入(不動産、個人事業、農業者等) 【総収入額-経費】 円 (注)総収入額から当該事業進行のための直接的経費を差し引いた額(税務署で認められる必要経費とは異なります。) * 減価償却費、修繕費、固定資産税、損害保険料等は控除対象外								
	④ その他(利子・配当及び傷病手当金等) 円								
	3. 雇用保険の受給(12か月以内に退職した場合)								
	① 受給中(基本手当日額が基準額未満) 日額 円								
	② 受給待期中 受給開始日 年 月 日								
③ 受給延長中 年 月頃まで									
④ 今後申請予定 年 月頃									
⑤ 受給しない(受給要件に該当しないも含む)									
⑥ 未加入 (理由)									
4. 同居者	氏名	年齢	続柄	職業・学生	年間収入(円)	(注)			
	健康 保男 健康 花子	42 38	本人 妻	●●機構 会社員	600万円 450万円	・被保険者と同居している場合は、被保険者についても記入してください。 ・続柄は被保険者との関係を記入してください。(下記の扶養義務者欄についても同様)			
5. 等者他の兄弟養育状況	氏名	年齢	続柄	職業・学生	年間収入(円)	家族構成	対象者への援助額(円)		
	なし								
6. 被保険者の配偶者の状況		配偶者の有無	有・無 *有の場合は、下の7.「夫婦共同扶養の場合」欄について記入してください。						
7. 夫婦共同扶養の場合		被保険者の年間収入 6,000,000 円 配偶者の年間収入 4,500,000 円							
8. 父母のうち一人を扶養申請する場合		もう一人の親の年間収入 円							
9. 今回、被扶養者として申請することになった理由		① 被保険者が資格を取得したため		取得日	年 月 日				
		② 結婚したため		入籍日	年 月 日				
		③ 離職したため		離職日	年 月 日				
		④ 雇用保険受給終了のため		終了日	年 月 日				
		⑤ 年間収入(見込)が基準額未満のため		年間収入	円				
		⑥ その他		再認定のため					
10. 現在あるいは以前に加入していた医療保険		← 10. 欄は今回の再認定において記入不要です					④ その他		
11. 別居の場合の送金状況		1か月の仕送り金額 円							
【誓約】 今回、被扶養者として申請する者の状況は上記のとおり相違ありません。事実と異なる内容があった場合には、認定日に遡り被扶養者の資格を取り消し、その間にかかった健保負担医療費及び給付金は返還いたします。また、収入増、雇用保険受給開始等、扶養状況に変更があった場合は速やかに扶養削除の手続きを行います。									
2019年 9月 15日 記号: 123 番号: 4567 被保険者氏名 健康 保男 印 ※被保険者が自ら署名する場合は押印不要									
(留意事項) 1. 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。 2. 記載事項のうち、該当事項がない場合は「該当なし」と記入してください。 3. ここに記載された個人情報、本申請に係る業務処理の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。									
経済産業関係法人健康保険組合理事長 殿									

当組合のホームページに今回の被扶養者再認定に関するご案内や、被扶養者異動届など各種届出様式を掲載していますのでご覧ください。

経済産業関係法人健康保険組合ホームページ ⇒ <http://www.tsuken.or.jp>